

報告事項 1

令和3年2月定例県議会の概要について

令和3年2月19日から3月25日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について、別紙資料に基づき報告します。

令和3年3月25日

総務課

令和3年2月議会 質問一覧

【代表質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	原 よしのぶ	自民	1 新型コロナウイルス感染症対策における医療・教育等への取組について			
			(4) 公立学校におけるこれからの新型コロナウイルス感染症対策と部活動への応援について	教育	財務施設課 保健体育課	
2	谷 口 知 美	新政	4 子ども・若者の健やかな成長を支える取組について			
			(4) 少人数学級について	教育	財務施設課	
2	市 川 英 男	公明	2 コロナ禍から県民を守る地域づくりについて			
			(2) 「学校の新しい生活様式」に向けた、児童生徒への支援体制と学校運営の支援体制の充実について	教育	義務教育課	
			6 一人ひとりが輝く地域づくりについて			
			(2) 県立商業高校におけるデジタル人材の育成について	教育	高等学校教育課	

【一般質問】

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
4	荻 原 宏 悦	公明	1 災害時要支援者個別避難計画の推進等について			
			(1) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定について	福祉		
			(2) 認知症高齢者への災害時における支援について	福祉		
			(3) 介護施設における防災力の向上について	福祉		
			2 高齢者施設職員への新型コロナウイルス感染症に係るスクリーニング検査の実施について	福祉		知事答弁
			3 昼間定時制高等学校における支援を要する生徒への取組について			
			(1) 昼間定時制高等学校における支援を要する生徒に対する支援体制について	教育	高等学校教育課	
			(2) 県立起工業高校と昼間定時制課程の通級におけるこれまでの取組と実績、課題と今後の取組について	教育	高等学校教育課	
			4 地域の日本語教育の推進について	県民		
5	富 田 昭 雄	新政	1 県行政のDX推進について	総務		
			2 教育問題について			
			(1) 7 未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育成する取組について	教育	高等学校教育課	
			1 ICT化を推進するための教員のスキル向上への支援について	教育	高等学校教育課	
			(2) 7 公立高等学校入学者選抜制度の改善について	教育	高等学校教育課	
			1 定員割れや進学率について	教育	高等学校教育課	再質問
			(3) 特色ある学校づくりと新しい入試制度における「特色選抜」について	教育	教職員課 高等学校教育課	
			3 食料問題について	環境 農水		

令和3年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
6	飛田 常年	自民	1 本県の水産業の振興について	農水		知事答弁
			2 本県の水産業を担う人材の育成について			
			(1) 県立三谷水産高校におけるSPHでの取組と成果について	教育	高等学校教育課	
			(2) 水産業の担い手育成における今後の取組について	教育	高等学校教育課	
			3 中部国際空港二本目滑走路の早期実現に向けた取り組みについて	建設		
			4 フィルムコミッションを活用した観光振興について	観光		
8	朝日 将貴	自民	1 水道料金の格差解消に向けて			
			(1) 県内市町村等の水道事業の現状	保健		
			(2) 水道事業広域化	保健		
			2 教育の少子化対策とICT活用推進について			
			(1) 本県の中学校卒業生数の推移等について	教育	財務施設課	
			(2) ICT支援員の配置の現状、その効果と課題について	教育	教育企画課	
			(3) ICTを活用した教育への支援方策について	教育	教育企画課	
			3 愛知県知事解職請求について	選管		
12	神戸 健太郎	自民	1 一宮市の中核市移行にともなう保健所移管への支援について	保健		知事答弁
			2 小中学校における教育のデジタル化の推進について			
			(1) ICT教育モデル校の研究の内容と成果について	教育	義務教育課	
			ICT教育フェアについて	教育	義務教育課	
			教員の指導力向上について	教育	義務教育課	
			(2) デジタル教育書導入の見通しについて	教育	義務教育課	
			(3) 今後のICTを活用した教育を推進するための取組について	教育	義務教育課	
			3 日光川を始めとする県管理河川における流域治水対策について	建設		
13	鈴木 まさと	新政	1 部活動の地域移行について			
			(1) 部活動の地域移行の基本的な見解について	教育	保健体育課	
			(2) 地域移行する際の課題解決について	教育	保健体育課	
			(3) 地域部活動に従事する教師の兼職兼業について	教育	教職員課	
			2 現場映像通信システムについて	防災警察		
			3 産業集積を推進する都市づくりについて	都整		

令和3年2月議会 質問一覧

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
15	山田 たかお	自民	1 DXの推進について			
			(1) DXが本来持つ意義の政策の中での推進	総務		
			(2) データの活用について	総務		
			(3) ICT教育について	教育	教育企画課	
		2	土地改良区の体制強化について	農基		
		3	医師確保対策について	保健		
16	佐波 和則	新政	1 循環型社会の形成に向けた取組の推進について	環境		
		2	愛知県再犯防止推進計画について			
		(1)	寄り添い弁護士制度による社会復帰モデル事業等について	防災		
		(2)	就労の定着化に向けての支援活動について	労働		
		(3)	少年院や少年鑑別所を出院・退所した少年たちに対する学校における立ち直り支援について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
		(4)	民間協力者の活動について	福祉		
20	加藤 貴志	公明	1 ヤングケアラーへの支援について			
		(1)	教育現場における研修について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
		(2)	さまざまな家庭状況を考慮しなければならない児童生徒への支援についての取組について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
		(3)	教育界における今後の取組について	教育	高等学校教育課 義務教育課	
		(4)	「ヤングケアラー」の認識について	福祉		
		(5)	教育現場との連携における支援の現状と今後の取組について	福祉		
		2	母乳バンクの整備について～極低出生体重児へのドナーミルクの活用～	保健		
		3	障害者スポーツの推進について			
		(1)	検討会議での検討内容と推進に向けての取組について	スポ		
		(2)	健常者が障害者スポーツを体験する機会について	スポ		知事答弁
		(3)	地元出身のパラアスリート育成について	スポ		
		(4)	教育現場における障害者スポーツの理解促進に向けた取組について	教育	保健体育課	

【議案質疑】

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課
5区分	佐藤英俊	自民	第9款 教育・スポーツ費	あいちの教育ビジョン2025－第四次愛知県教育振興基本計画－について	
1番			第1項 教育総務費	(1) あいちの教育ビジョン2020の統括と、あいちの教育ビジョン2025の特徴について	企画
				(2) オンライン学習利用の可能性について	企画
5区分	おおたけりえ	新政	第9款 教育・スポーツ費	特別支援学校管理運営事業費について	
2番			第5項 特別支援学校費	(1) 特別支学校と小中学校との学校間交流について	特支
				(2) 自閉症の子どもの自発的なコミュニケーション手段を活用したサポートについて	特支
5区分	荻原宏悦	公明	第9款 教育・スポーツ費	若者・外国人未来応援事業費について	
4番			第6項 生涯学習費	(1) オンラインによる学習支援について	生涯
				(2) 学習支援の開始時期について	生涯
				(3) 中学校・高等学校との連携について	生涯
5区分	山田たかお	自民	第9款 教育・スポーツ費	高等学校の空調設備の公費による運用について	
6番			第4項 高等学校費	高等学校空調設備の公費負担について	財務
			第5項 特別支援学校費	にしお特別支援学校建設費について	
				(1) にしお特別支援学校の設置について	財務
				(2) 開校準備について	特支
5区分	藤原宏樹	自民	第9款 教育・スポーツ費	体力づくり推進事業費について	
8番			第7項 保健体育費	(1) 児童生徒の体力向上に向けた取組について	保体
				(2) 目標設定と計画的に進めるためのチェック体制について	保体
5区分	高木ひろし	新政	第9款 教育・スポーツ費	県教育委員会における障害者雇用について	
10番			第1項 教育総務費	(1) 障害のある教職員の人数について	総務教職
				(2) 障害者の採用を増やす取組について	総務教職
				(3) 愛知労働局からの指導・改善勧告について	総務教職
				(4) 愛知県教育委員会障害者活躍推進計画について	総務教職

順序	氏名	会派	通告事項	質問事項	担当課
5区分	高桑敏直	自民	第9款 教育・スポーツ費	スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金	
11番			第1項 教育総務費	スクールソーシャルワーカーに関する市町村教育委員会への支援について	義務
5区分	堀寄純一	自民	第9款 教育・スポーツ費	若者・外国人未来応援事業について	
12番			第6項 生涯学習費	(1)実施状況について	生涯
				(2)実施日時について	生涯
				(3)関係機関との連携・周知について	生涯
5区分	神谷まさひろ	無所属	第9款 教育・スポーツ費	I C Tを活用した学習活動の充実について	
13番			第1項 教育総務費	(1)県立高校生1人1台端末の拡充について	企画
			第4項 高等学校費	(2)周辺機器とソフトウェアの整備について	企画
			第5項 特別支援学校費	(3) I C Tを活用した学習活動の成果の指標について	義務
5区分	園山康男	無所属	第9款 教育・スポーツ費	岡崎特別支援学校移転整備費について	
14番			第5項 特別支援学校費	(1)工事の際の安全対策について	財務
				(2)移転後における教室不足について	特支
				(3)岡崎特別支援学校の施設管理について	財務

令和3年2月定例県議会教育・スポーツ委員会

3月12日（一斉委員会）

○議案審査

第72号議案

令和2年度愛知県一般会計補正予算（第20号）：教育委員会所管分

第85号議案

物品の買入れについて

【議案質疑】

なし

【一般質問】

なし

3月18日（定例委員会）

○議案審査

第3号議案

令和3年度愛知県一般会計予算：教育委員会所管分

第43号議案

愛知県立学校条例の一部改正について

【議案質疑】

谷口知美 委員（新政あいち）

・総合教育センターの移転について

今井隆喜 委員（自由民主党）

・にしお特別支援学校建設費について

【一般質問】

川嶋太郎 委員（自由民主党）

・特別支援学校における障害対応機器等について

中村竜彦 委員（自由民主党）

・栄養教諭について

西久保ながし 委員（新政あいち）

・高校生の就職について

岡 明彦 委員（公明党）

・SNS相談について

・県立高校の魅力づくりに向けた学校経営と管理職の育成について

令和3年2月定例県議会 代表質問（3月2日） 教育長答弁要旨
自由民主党 原よしのぶ 議員

【質問要旨】

1 新型コロナウイルス感染症対策における医療・教育等への取組について

- (4) 公立学校におけるこれからの新型コロナウイルス感染症対策と部活への応援について
子供たちがこれからもコロナに向き合っていかなければならない中で、子供たちや保護者の皆さんが安心して新学期をむかえるために、新型コロナウイルス感染症対策をどのように進めていくのか、さらに、部活を頑張る子ども達へどうサポートや応援をしていかれるのか、教育長の所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (4) 公立学校における新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

間もなく迎える新学期に向けて、学校における感染症対策の徹底と、児童生徒の学びを止めない、安心・安全な教育環境の整備が重要であると認識しております。

こうした認識に基づき、県立学校においては、校長の判断で感染症対策を機動的に行えるよう、学校規模に応じて1校あたり320万円を上限に学校教育活動継続事業費を措置してまいります。

また、小中学校においては、小学校第3学年に35人学級を拡充し、ゆとりのある教育環境の整備を図ってまいります。高等学校においては、民間のオンライン学習支援サービスの利用を継続するとともに、夏季の学習環境を充実するため、空調設備を公費により設置運用してまいります。さらに、特別支援学校におきましては、スクールバスの増車を継続し、登下校時の乗車定員の少人数化を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の不安等に適切に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充してまいります。

部活動につきましては、競技や部門によっては、活動内容に制約を受ける場合もございますが、感染状況を見極めながら、万全の感染症対策を講じた上で、必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、児童生徒の学びを止めない、学びを保障するための教育環境の整備に、しっかりと取り組んでまいります。

令和3年2月定例県議会 代表質問（3月2日） 教育長答弁要旨
新政あいち 谷口知美 議員

【質問要旨】

4 子ども・若者の健やかな成長を支える取組について

(4) 少人数学級について

少人数学級の推進にあたっての課題に対し、どのように取り組んでいかれるのか、教育長のお考えを伺う。

【教育長答弁要旨】

(4) 少人数学級の推進にあたっての課題について、お尋ねをいただきました。

今後、少人数学級を順次拡大していくためには、計画的に教員の採用を進める必要があります。このため、少人数学級の拡大を見据え、退職見込者数や児童生徒数の増減に伴う教員の過不足数などを考慮しながら、確保が困難となっている常勤講師の数を減らすということも念頭に置いて、積極的に正規教員の確保に努めてまいります。

また、優秀な教員を数多く採用するためには、本県の教員採用選考試験をより多くの方に受験していただく必要がございますので、筆記試験を一次試験に集約するなど、受験者の負担を軽減した新たな選考試験を来年度から実施してまいります。

さらに、学校現場で子供たちと共に生き生きと活躍する教員のインタビュー動画をSNS上に配信するとともに、少人数学級や学校における働き方改革の取組など、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを積極的に進めていることを発信することで、教職の魅力を高め、教員志願者の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、一部の学校では、教室不足が生じることも想定されますので、県といたしましては、市町村が国の補助制度を活用して、校舎の増築などの施設整備を計画的に実施できるよう、国に働きかけ、教室不足に対応してまいりたいと考えております。

最後に、現在のところ、義務標準法では、中学校は少人数学級の対象となっておりますが、本県では独自に第1学年で35人学級を実施いたしております。今後は、できるだけ早期に中学校の少人数学級を法制度化するよう、国に対して働きかけてまいります。

【質問要旨】

2 コロナ禍から県民を守る地域づくりについて

- (2) 「学校の新しい生活様式」に向けた、児童生徒への支援体制と学校運営の支援の充実について

県教育委員会として、「学校の新しい生活様式」に向けた、児童生徒への支援体制と学校運営の支援を、今後、どのように充実していかれるのか、教育長の所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (2) 最初に、新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒及び学校運営の支援体制の充実についてお答えをいたします。

「学校の新しい生活様式」の中で、子供たちが、安心安全な教育環境で、生き生きと活動し、成長していくことが大切であります。そのためには、スクールカウンセラーなどの外部人材を有効に活用して、支援体制をより強化していくことが必要であると考えております。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、小中学校の相談時間数を増やし、高等学校・特別支援学校は増員することで、児童生徒の心をケアする体制を充実してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーについては、小中学校における相談体制を整えるために全市町村に配置できるように支援を拡充し、高等学校・特別支援学校には増員をすることで、家庭状況に課題を抱える児童生徒への支援や、関係機関との連携を強化してまいります。

さらに、小中学校には、授業準備や感染予防業務等の補助を行うスクール・サポート・スタッフや、児童生徒への学習支援を行う学習指導員を配置し、教員が児童生徒にきめ細やかな対応ができる体制を整えてまいります。

今後も、児童生徒及び教員や学校への支援体制を充実し、子供たちが安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

【質問要旨】

6 一人ひとりが輝く地域づくりについて

(2) 県立商業高校におけるデジタル人材の育成について

県立商業高校ではデジタル人材の育成に向けて、どのような取組を進めていられるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

(2) 次に、県立商業高校におけるデジタル人材の育成についてお答えいたします。

社会におけるデジタル化が急速に進む中、工業高校ではモノづくりの生産現場に密着した面から、商業高校ではサービスやビジネスを担う面から地域の産業を支えるデジタル人材を育成していくことが重要であると考えております。

教育委員会では、議員お示しのように県立商業高校に本年度、生徒一人一台タブレット端末を配備いたしますとともに、高性能PC端末などの産業教育装置を新たに整備することに加えまして、来年度も民間のオンライン学習支援サービス「スタディサプリ」を全ての県立高校で継続利用できるようなしてまいります。

商業高校では、これまでも情報処理技術に関する国家試験の合格を目標の一つとして情報教育に取り組んでまいりました。今後は、タブレット端末を活用した課題解決学習やアプリケーション開発に取り組み、また、「スタディサプリ」のWebデザインプログラミング講座を活用するなど、整備されたICT機器等を有効に活用して、社会で求められる実践的なICT活用能力を身に付けたデジタル人材の育成に努めてまいります。

このような取組により商業教育全体を時代のニーズに合わせ、先進的な産業教育へとステップアップしてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

4 昼間定時制高等学校における支援を要する生徒への取組について

- (1) 県立昼間定時制高等学校における、発達障害や情緒障害により特別な支援を必要とする生徒の支援体制について、伺う。
- (2) 起工業高等学校の昼間定時制課程では、2019年度から通級の取組が行われていると聞いておりますが、その実績と課題、また、本県全体も含めた今後の取組について、伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、昼間定時制高等学校における発達障害や情緒障害により特別な支援を必要とする生徒の支援体制について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり県立の昼間定時制高等学校において発達障害や情緒障害により支援が必要な生徒数は増加をしております。

こうした生徒への支援体制として、昼間定時制高等学校では、スクールカウンセラーの訪問日数を全日制高等学校よりも多い、1か月当たり2日から3日程度に設定するとともに、特別支援学校の勤務経験者を、専門性や経験を生かして生徒の教育相談や教員への指導・助言を行う教育相談員として常駐させるなど、校内における相談体制の充実を図っております。

各校では、こうした人的支援を活用しながら、管理職、養護教諭をはじめ各学年の代表者等が集まって生徒個々の情報を共有するために定期的を開催しております教育相談委員会、これを中核として、発達障害等のある生徒への支援に関する校内研修の充実や学校外の専門機関との連携をすすめているところであります。

- (2) 次に、起工業高等学校の昼間定時制における通級の取組の実績と課題、また、本県全体も含めた今後の取組についてお答えをいたします。

起工業高校昼間定時制課程では、2019年度から、県立高等学校では全日制の高浜高等学校に次いで2校目となる通級による指導を導入いたしました。導入にあたっては、特別支援学校での勤務経験のある相談員の配置に加えまして、人事交流により特別支

援学校の教員を2年間配置しております。

特別支援学校から配置された教員は、通級指導の対象となった発達障害等のある生徒に対して、高等学校の教員と2人で週2時間、通級指導として社会的な適応力などを高めるための「自立活動」の取り出し授業を行っております。

対象となる生徒は、コミュニケーションスキルが向上するなど、障害による学習上、生活上の困難を主体的に改善・克服することができておりまして、通級指導の希望者は、設置初年度の2名から、本年度は10名に増えております。

人事交流の2年間が終了した後は、この期間で得られた特別支援教育に関する専門的知識や技能を生かして高等学校の教員のみで通級による指導体制を継続していく必要がございます。

今後は、こうした起工業高校の通級による指導の成果を、昼間定時制をはじめ、その他の高校に普及・還元し、発達障害等のある生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 教育問題について

(1)ア コロナ禍でデジタル化が進む中、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」を育むために、県立高校では、どのような取組をされるのか伺う。

イ ICT化を推進するために教員のスキル向上への支援をどのようにされるのか伺う。

(2)ア 学校の在り方として、今回の高校入試選抜制度の見直し案2校志願、1回試験等について、教育委員会としてどのように受け止めているのか教育長のご所見を伺う。

イ また、定員割れの問題や実質進学率の低下の問題など、この案では是正されるとお考えなのか、伺う。

(3) 県立高校の特色ある学校づくりに今後どのように取り組んでいくのか。また、「特色選抜」を実施するとすればどのように活用することが望ましいとお考えか伺う。

【教育長答弁要旨】

(1)ア はじめに、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育成する取組についてお答えいたします。

学習指導要領では、学校教育がこれまで目標としてきた「生きる力」をより具体化し、育成を目指す資質・能力を「生きて働く『知識・技能』の習得」、「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」、そして「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」、この3つの柱に整理しております。各学校では、この資質・能力の育成を目指して「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブ・ラーニングの実現に向けた授業改善を進めることとしております。

県教育委員会では、第2期県立高等学校教育推進実施計画に基づき、本年度から県立高等学校12校を「主体的・対話的で深い学び」を実践する「あいちラーニング推進事業」の研究主管校に指定し、課題解決型学習や協働学習など、授業改善の実践研究を行うとともに、公開授業と研究協議会を開催し、成果の普及を図っており

ます。

今後は、2024年度までに全県立高校を順次、この「あいちラーニング推進事業」の研究校に指定し、引き続き「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」を含めた「生きる力」の育成を図ってまいります。

- (1)イ 次に、ICT化を推進するための教員のスキル向上の支援についてお答えいたします。

教育委員会では、本年度、県立高等学校10校をICT教育研究実践モデル校に指定し、研究校における公開授業や成果報告会を通じて、ICTを活用した指導事例を紹介し、参加した教員の指導力向上を図っております。

今後、本県が昨年12月に包括協定を締結した日本マイクロソフト株式会社の協力を得て、各学校でICT推進の中核を担う教員に対して研修を進め、その教員が中心となって、勤務校の教員全体のICT活用指導力の向上を目指す取組を計画しているところであります。

こうした取組により、今後ますます重要となる教員のICT活用指導力のさらなる向上に努めてまいります。

- (2)ア 次に、公立高等学校入学者選抜制度の改善についてお答えいたします。

新しい入試制度は、中学生の成長や自己実現にとってより望ましく、多様なニーズに対応できる制度とすることを目指しております。

一般選抜で2校に志願できる制度は、受検生が志望校に安心して挑戦できるだけでなく、受検生を支える保護者にとっても、安心感のある制度として定着しております。昨年度末に県内の公立中学校や高等学校の校長を対象に実施したアンケートにおいても2校志願の維持を望む回答が、中学校で85%、高等学校においても54.3%ございました。こうしたことから、検討会議においては、新しい制度でも2校志願を維持するというまとめが得られました。

一方で、これまでの2校志願の制度では、学力検査を2回受けることが受検生にとって負担となっているという指摘もございましたので、新しい制度では、学力検査を1回に減らすことで、受検生の負担が軽減されるものと考えております。また、中学校や高等学校における入試の事務作業が合理化され、教員の働き方改革にもつながると受け止めております。

なお、新しい制度では、1回の学力検査の成績を2校で利用することになります。

したがって、議員御指摘のとおり採点の公平性を担保する必要性が生じますので、公立高等学校全体で採点基準を統一する方法等につきまして、今後検討を進めてまいります。

イ 次に、定員割れや進学率についてお答えします。

新しい制度では、学力検査を1回として受検生の負担を軽減するほか、推薦選抜を早期に実施して進路が決定する時期を前倒しするなど、現行制度に比べますと公立高校に出願しやすくなりますので、これまで以上に多くの生徒の志願が見込まれ、欠員の減少につながるものと考えております。

また、全日制課程への進学率が89.7%にとどまっていることにつきましては、昼間定時制を含めた定時制課程、広域通信制を含めた通信制課程など中学生の進路選択の幅が広がり、多様化が進んでいることが主な要因と考えております。

入試制度を改善するとともに、県立高校の特色化を推進し、中学生の多様なニーズに応えることができるよう、全日制課程だけでなく、定時制課程や通信制課程においても、個々の学校の魅力向上を図り、県立高校が多くの生徒に志願されるよう努めてまいります。

なお、今後さらに生徒数が減少してまいりますことから、地域ごとの中学校卒業生数の推移や欠員の状況など、地域の実情を踏まえて、全県的な県立高等学校の再編構想を、2021年度中に取りまとめてまいりたいと考えております。

(3) 次に、特色ある学校づくりと、新しい入試制度における「特色選抜」についてお答えします。

特色ある学校づくりにつきましては、第2期県立高等学校教育推進実施計画に基づいて、学科の改編や、普通科のコース設置などによりまして学校の特色化を進めているところであります。

2021年度には、工業高校の学科改編をおこなうとともに、校名を工科高校に改称してまいります。次に、2022年度には、守山高校と幸田高校を全日制単位制高校に改編し、企業連携コースを新たに設置いたしますとともに、瑞陵高校と岡崎北高校に理数科を設置するなど、多様な生徒のニーズに応える魅力ある高等学校づくりを進めてまいります。

また、中学校長の推薦を必要としない「特色選抜」につきましては、検討会議において、高校の特色を生かした選抜により、学ぶ意欲と主体性の高い生徒を入学させる

ことができることなどから、新たに導入することとされたものであります。対象生徒や実施する学校・学科など、制度の具体的な内容については、今後慎重に検討し、今年の秋頃までに公表する予定でございます。

教育委員会といたしましては、議員御指摘のとおり、新しい入試における「特色選抜」は、特色ある学校づくりに有効であると考えております。「特色選抜」の導入をはじめ、入試改革や学校の特色化を推進し、県立高等学校の一層の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

【再質問要旨】

私が問題にしたいのは、せっかく入試改革する訳ですから、色々なものが改善されれば良いと思うのですが、なかなか改善されないのが欠員の問題であります。

欠員については、私学が減ったのですが、その分が移動して公立に移っただけで、総トータルではあまり変わっていない訳ですが、9月の時点で、全日制志願の希望者は93%近くある。その人たちが結局、着地をすると、90%を割るというのは、約2,000人の方が、進路志望を変更することが余儀なくされているということが、ずっと続いている訳です。そのことを私は問題にしている訳でありまして、募集定員を実態に合わせるという意味で言うと、愛知県が30年以上続けてきた募集比率、公私2：1の問題を、もう見直しても良いのではないかと思います。

生徒数が増えている時は、比率を固定するというのは分かりますが、生徒数が減っていく訳ですね。あと10年以上経つと、今、中学の卒業生が、7万人前後で推移しているのが、6万人になる。そういう中で、多様性と言っている割には、型にはめていて、なおかつ定員が大きく実態と違うところに、私は少し疑問を感じる訳であります。

ぜひ、研究をしていただいて、もうそろそろ2：1を見直しても良いのではないかと。それと、93%の数字も約20年続けていると思いますが、これも実態に合わせて、多様化して通信制の方が多いとか、色々言われるのであれば、実態に即した数字に、中身を見直すか、数字を下げるか、何らかの御検討をいただいた方が良いのではないかと思います。

この2点を再質問させていただきます。

【教育長再質問答弁要旨】

計画進学率と公私比率2：1について、再度お尋ねいただきました。

中学生の進路希望が、全日制だけでなく、通信制・定時制など多様化していること、そして、今後、中学卒業生数の大きな減少が見込まれております。

こうしたことを踏まえながら、中学生の進路選択の実態をしっかりと分析いたしまして、あくまで9月段階の進路希望を重視して、進路希望の実現を基本に、全日制的計画進学率、あるいは全日制的公私比率を、必要に応じて、見直しを検討していきたいと考えております。

【質問要旨】

2 本県の水産業を担う人材の育成について

- (1) 県立三谷水産高等学校では、本年度、文部科学省のSPHの指定期間の最終年度となりますが、この5年間でどのような取組を行い、どのような成果があったのか、教育長のご所見を伺う。
- (2) 本県の水産業の将来を担う人材を育成するために、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 県立三谷水産高校における、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールSPHでの取組と成果についてお尋ねをいただきました。

三谷水産高校では、議員お示しのとおり、2016年度から5年間取り組んできた文部科学省のSPHにおいて、高度な知識や技能等を身に付けた専門的職業人の育成を目指して、大学や研究機関・企業等と連携した研究開発に取り組んでまいりました。

その研究は、クロアワビを水槽で養殖する技術、ドローンによる環境調査、水中ロボットの利用、ウナギの資源保護と完全養殖化など、いずれも全国に先駆けた先進的な取組でございます。

クロアワビの水槽での養殖においては、これまで水質浄化など課題が多く、陸上での人工養殖は困難であるとされておりましたが、企業等と連携した研究により、現在ではアワビの生存率も大幅に向上しております。

また、ウナギの完全養殖化については、愛知県水産試験場との連携により、現在、人工ふ化に成功し、安定したふ化と稚魚が成長できるよう研究を進めております。

こうした実習を通して、生徒たちは、水産に関する課題を探究し、創造的に解決する力を身に付けることができました。

今後も、こうした取組を発展させていくことで、水産及び海洋分野を牽引する、高度な専門的知識と実践力を兼ね備えた人材の育成に努めてまいります。

- (2) 次に、水産業の担い手育成における今後の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、第2期県立高等学校教育推進実施計画におきまして、本年度より新たに「あいちの産業担い手育成事業」を実施しております。県立三谷水産高校では、地元企業等と連携して、同校で養殖しているニジマスを利用した調味料などの新商品開発や、食品を製造する際の国際的な衛生管理手法「HACCP(ハサップ)」についての知識・技術を身に付ける教育活動にも取り組んでいるところであります。

また、同校では、実習船を活用して船員資格の取得に必要な長期の乗船実習や漁獲実習、海洋調査などの実習を行っております。生徒はこの実習を通して、船舶の操縦や運航に関する技術に加え行動力・判断力を身に付けておりまして、水産高校においては、大変重要な教育活動であります。

このため、老朽化している実習船「愛知丸」につきましては、本年度、生徒の安全性の確保や学習環境の充実、水産業の技術革新への対応ができるような規模や装備等を調査しているところでありまして、実習船の更新に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

今後は、国のSPHなど、これまでの研究成果を生かしながら、地域の関連機関や産業界等との連携を強化するとともに、実習船を活用した教育活動を充実させまして、本県水産業の将来を担う人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

【要望】

三谷水産高等学校の実習船、愛知丸について、2007年の就航から来年で15年になり、老朽化し、安全面でも心配である。中型船では航海の安定度がなく危険であり、ぜひ大型船に戻してほしいという三谷水産高校から要望されている。また、漁業実習船という目的だけでなく、南海トラフの巨大地震がいつ発災するか分からない中、災害時における簡易病院船、ドクターシップの機能を保持させることができれば、多目的に活用できると考えられる。また、発電、風呂、炊事など独自のインフラ機能、船内貯蔵庫などを最大限活かすことで津波等災害発生時における救助船の機能を保持することができる。そして、多目的航海の回数や乗船定員を増やすことで、県民に対し、三河湾の環境再生など水産や海洋への関心を高める機会とすることもできる。このようにいろいろな使い方が見いだせるので、ぜひ多目的で使用できる大型船で設計していただくことを要望する。

【質問要旨】

2 教育の少子化対策とICT活用推進について

- (1) 最初に、本県の中学校卒業生数は、今後どのように推移していくのか、あわせて、過去の再編における課題も踏まえて、県立高校の再編や魅力化をどのようにしていくおつもりか、伺う。
- (2) 各市町村におけるICT支援員の配置の現状、その効果と課題についてどのように認識しているのか、伺う。
- (3) 今後、小中学校におけるICTを活用した教育を進める上で、その支援方策についてどのように考えておられるのか、伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 最初に、本県の中学校卒業生数の推移について、お答えいたします。

2021年3月、この3月の中学校卒業生数は、約6万7千人で前年度と比べ約2,300人の減となりますが、2022年3月、来年3月の卒業生数は、7万人程度まで回復いたしまして、その後、5年間ほぼ横ばい状態が続いてまいります。

2027年3月以降、卒業生数は急速に減少し、13年後の2034年3月には、本年3月に比べて7,000人程度減少し、約6万人となる見込みでございます。

このような中学校卒業生数の推移を踏まえた、今後の県立高等学校の再編や魅力化についてであります。

本県では、これまで少子化に対応して、20年前になりますが2001年に県立高等学校再編整備基本計画を策定し、その後10年にわたって、総合学科の設置や、普通科の特色化を図るためのコース制を導入するとともに、生徒数の減少の著しい地域にあっては、2校を統合して新しく魅力ある学校づくりに取り組んだところであります。

こうして再編した学校の多くは、それぞれの地域に根ざした学校として今日に至っておりますが、中には、再編後、交通事情などの様々な事情により、生徒募集が難しくなっている学校があることも事実であります。

教育委員会といたしましては、こうした状況も踏まえ、今後県立高等学校の魅力化に

より一層取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、普通科と専門学科の長所をあわせもつ総合学科の新たな設置や充実、生徒が自分のペースで学習することができる全日制単位制高等学校の設置、さらには専門高校の在り方の検討などに取り組んでまいります。

また、今後さらに生徒数が減少してまいりますことから、地域ごとの中学校卒業生数の推移や欠員の状況など、地域の実情を踏まえて、全県的な県立高等学校の再編構想を、2021年度中に取りまとめてまいりたいと考えております。

(2) 次に、小中学校におけるICT教育への支援のうち、まず、ICT支援員の配置の現状、その効果と課題について、お答えいたします。

各市町村におけるICT支援員の配置状況であります。昨年10月時点で、29市町村がICT支援員を配置しております。このうち、26市町村はICT支援員の派遣業務を企業に委託し、残り3市は個人との雇用契約などの方法により配置をしております。

また、各学校への支援方法につきましては、拠点校や教育委員会事務局に配置されるICT支援員が、月に数回、担当の学校を訪問し、支援を行っております。

次に、ICT支援員の配置の効果であります。ICT支援員は、授業で使うICT教材の作成支援、授業中の補助、障害発生時の対応などの技術的サポートが主な役割となっております。市町村からは、授業中に児童生徒が機器の操作に戸惑った時にすぐに対応してもらえているという声を聞いておりまして、教員の負担軽減の面で大きな効果があるものと考えています。

一方、課題といたしましては、1人のICT支援員が、各学校を巡回する方法では、次の訪問日が1週間後になるなど、必要な時に対応してもらえないなどの声がございます。

県教育委員会といたしましては、今後、県内のどの学校においても、ICTを活用した教育を推進していくためには、ICT支援員の配置の拡充は、不可欠なものと考えております。

(3) 次に、小中学校におけるICTを活用した教育への支援方策について、お答えをいたします。

まず、ICT支援員の配置につきましては、地方財政措置により4校に1人分の経費が措置されておりますが、これとは別に、今年度、国庫補助事業として、学校にICT技術者を派遣する「GIGAスクールサポーター制度」が創設されたところであります。

て、15市町が補助制度を活用しております。

この補助制度については、来年度も継続されますことから、各市町村には、補助制度を積極的に活用するよう呼びかけてまいります。

また、文部科学省が2020年5月より、教育の情報化に関する全般的な助言を行う「ICT教育アドバイザー」事業の相談窓口を開設しておりますので、この活用を、市町村に働きかけてまいります。

さらに、2020年3月に、県教育委員会と県内の全ての市町村教育委員会のICT教育担当課長を構成員とする「GIGAスクール構想共同研究会」を立ち上げました。この研究会において、ICT支援員の人材確保や地域の人材の活用などについて情報共有し、ICTを活用した学習活動を推進してまいります。

こうした取組により、県全体で小中学校のICTを活用した教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 小中学校における教育のデジタル化の推進について

- (1)ア 今年度、ICT教育モデル校として、8市町村、17小中学校を指定し、授業等におけるハード、ソフトの効果的な活用を研究しましたが、その研究の内容と成果について伺う。
- イ 本年1月、常滑市の国際展示場におきまして、小中学校教員を対象として、先進事例の共有を目指したICT教育フェアが開催されたと聞きますが、その内容と成果について伺う。
- ウ 来年度以降、小中学校の教員のICTを活用した指導力向上のために、どのような取り組みを考えてみえるのか伺う。
- (2) デジタル教科書導入に向けた今後の見通しについて伺う。
- (3) 小中学校における教育のデジタル化に、今後さらに推進するために、どのように取り組んでいこうと考えているかの今後の取組について伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1)ア 小中学校における教育のデジタル化の推進についての質問のうち、まず、ICT教育モデル校の研究内容と成果について、お答えいたします。

県教育委員会では、昨年10月以降、ICTを活用した授業に関する取組を計画した8市町村17校をICT教育モデル校に指定し、ICT関連企業の協力も得ながら、実践研究を行ってまいりました。

このうち、一人一台タブレット端末を活用した授業研究に取り組んだモデル校では、教員が示す課題に対して、児童一人一人が学習支援ソフトに自分の意見を入力し、その意見をグループの仲間に転送し、意見交換をする授業を行うことで、自らの考えを捉え直し、深めることができました。

また、別のモデル校では、「遠隔教育システム」を活用した外国人児童生徒向けの日本語指導に取り組みました。離れた教室同士をWeb会議アプリでつないで、経験豊富な教員が同時に指導することで、外国人児童生徒の日本語の習熟度が高まるとともに、一緒に授業を行う教員の指導力向上にもつながりました。

その他のモデル校におきましても、コミュニケーションロボットを用いた研究や、オンラインでのキャリア教育等、学校や地域の実情に応じた研究に取り組みました。

今後は、各市町村教育委員会へモデル校の成果を周知・還元することで、県内のICT教育が着実に前進すると考えております。

イ 続いて、「ICT教育フェア」についてお答えいたします。

県教育委員会では、県内小中学校におけるICT機器を活用した教育の推進及び、小学校プログラミング教育の充実を目的とした、「ICT教育フェア」を、万全の感染症対策を講じた上で、1月5日に愛知県国際展示場で開催をいたしました。

当日は、県内各地より、小中学校教員等約340人の教育関係者が集まり、有識者による講演や市町村における実践発表、ICT教育関連企業によるワークショップ等に参加をいたしました。

愛知教育大学の准教授による講演では、GIGAスクール構想の考え方や目的、学校や市町村教育委員会がICT教育を進めていく上での大切なポイント等の説明がされました。

また、ICT教育・プログラミング教育に先進的に取り組んでいる市町村からは、「ICTを活用した授業づくり」等、他の市町村教育委員会にとって参考になる実践が報告をされました。

参加者からは「今後、校内で一人一台端末を活用していく上での考え方を具体的にイメージできた」等の声が寄せられるなど、県内の市町村教育委員会がICTを活用した教育を進める上で、多くの成果を得ることができたと考えております。

ウ 次に、教員の指導力向上についてお答えいたします。

ICTを活用した教育を推進するためには、小中学校教員の指導力向上が不可欠であります。

県教育委員会では、教員のICT活用能力を高めるために、2021年度は新たに「ICT活用教育推進事業」を実施いたします。この事業は、ICT教育モデル校事業をさらに一歩進め、新たに指定するモデル校において、一人一台端末を活用した授業実践と、これまで小中学校で培われてきた教育実践との融合を図る研究を行うものであります。研究成果は、公開授業研究会を実施し、県内の小中学校に広く周知したいと考えております。

また、各市町村における最新のICT教育実践を集約して、県内に広げることも教

員の指導力向上につながると考えております。県教育委員会では、引き続き、全市町村が参加するGIGAスクール構想共同研究会を活用して、実践事例を集約し、Webページに掲載するなどの情報発信を促進してまいりたいと考えております。こうした取組を通して、全ての小中学校教員が、当たり前のようにICTを活用した教育実践に取り組めるようにしてまいりたいと考えております。

(2) 次に、デジタル教科書導入の見通しについてであります。

議員御指摘のとおり、デジタル教科書には、紙の教科書にはないすぐれた効果が見込まれます一方で、その導入にともなう課題も指摘されております。

例えば、昨年12月の国の有識者会議では「画面から30cm以上目を離すことができなかった児童生徒に関して、目が疲れやすい、疲れたと感じる子供が一定数いる」との指摘がされておりました。健康面での不安等、課題もあると認識をいたしております。

文部科学省は、課題を明確にするため、2021年度に、デジタル教科書の実証事業を計画しております。この事業は、希望する小中学校で、一つの教科でデジタル教科書を用いた授業が行えるようにするもので、本県においては約半数の学校が参加をする予定であります。

県教育委員会としましては、この実証事業で明らかとなる課題を踏まえまして、デジタル教科書の今後の在り方について、検討をしてまいりたいと考えております。

(3) 最後に、小中学校における教育のデジタル化の今後の取組についてお答えいたします。

先日1月26日に、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」が中央教育審議会中教審の答申として取りまとめられました。

この答申では、目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」としておりました。その実現のためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとしておられます。

県教育委員会では、こうした国の動向を踏まえ、有識者や学校関係者らで構成する「義務教育問題研究協議会」におきまして、2020年度からの2年間、「ICT機器を活用した教育活動の在り方」をテーマに、本県小中学校におけるICT教育について研究を進めております。本年度末には、今後の学校教育で力を入れていきたい視点を

示したリーフレットやI C T機器の効果的な活用に関する事例集を作成し、小中学校におけるI C T教育の充実を図ってまいります。

今後も、小中学校におきまして、I C Tを活用した教育を推進し、学習指導要領がめざす主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が進むよう支援をするとともに、一人一人の児童生徒に応じたきめ細やかな指導が一層充実するよう努めてまいります。

【質問要旨】

1 部活動の地域移行について

- (1) 部活動の地域移行について、愛知県教育委員会としての基本的な見解を伺う。
- (2) 地域移行をするには、施設や指導者の確保、費用負担の問題などが課題と考えるが、どのように解決を図るのか。
- (3) 部活を頑張りたい先生が地域の場合でも指導できるように、兼職兼業の許可はおりるのか、伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 部活動の地域移行については、2020年9月に、国から学校の働き方改革も考慮した部活動改革として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築や、休日において地域でスポーツ活動を実施できる環境を整備し、休日の部活動を段階的に地域に移行していく方針が示されました。

県としても、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教員の働き方改革の両立を実現するために、まずは、休日の部活動の段階的な地域移行が、重要な方策の一つと考えております。

- (2) 続いて、地域移行をする際の、課題解決をどのように図るか、についてお答えいたします。

来年度、国の委託を受けて行う「地域運動部活動推進事業」として、1市1町村において、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた、実践研究を実施する予定であります。

この事業においては、実践課題として「地域人材の確保や人材をマッチングする仕組みの構築」や「生徒への適切な指導に必要な地域人材の研修の実施」、「平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築」などがあげられておりまして、議員御指摘の「費用負担の在り方の整理」も課題の1つとされております。

休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けて、今後、実践研究校において、実践課題に総合的に取り組み、新たに設置する地域運動部活動推進委員会におきまして、人材の確保や費用負担の問題を中心に検証を行いつつ、課題解決に取り組んでまいりたいと

考えております。

(3) 次に、地域部活動に従事する教師の兼職兼業について、お答えいたします。

地域部活動の指導を希望する教師は、サービスを監督する県又は市町村の教育委員会の兼職兼業の許可を得ることで、地域部活動に従事することが可能となり、その許可につきましても、本年2月に文部科学省から示された留意事項などを踏まえて判断する必要がございます。

具体的には、学校運営に支障がないこと、学校や教師への信用を失墜させないこと、そして、学校における時間外労働と休日労働の時間の合計が1か月100時間未満、複数月の平均が80時間以内となることなどを確認することになります。

県教育委員会といたしましては、今後、こうした基準を踏まえ、兼職兼業の許可を適切に行うとともに、市町村教育委員会に対しましては、文部科学省から示された留意事項を周知し、適切な対応を働きかけてまいります。

【要望】

部活動の地域移行にあたっては、生徒にとっても教員にとっても望ましい部活動の環境となるよう推進していただきたいと思います。

これまで生徒しか参加できなかった部活動のあり方を見直して、地域のクラブ活動として年齢に関係なく様々なスポーツを楽しめれば、そのような運営主体ができればと思います。そのクラブ活動の場もスポーツを競技として頑張りたい人と楽しみたい人とのニーズによって分ける工夫も必要と考えます。目的の違う子供たちを一緒にやるというのは大変難しく、その大きな枠組み作りの中で、行政が取り組むのはスポーツを楽しみたい人向けの環境づくりとして、競技として頑張りたい人には民間業者が運営主体として取り組むことが相応しいのではないかと思います。

スポーツ活動を享受するためには世の中にはお金のかからないことは存在しないという大前提を考えますと、参加者から自己負担はある程度やむを得ず、それを使用施設の修繕費や地域指導者の謝礼、保険加入などに活用するのが良いのではと思います。

様々な課題のあることだと思いますが、コロナで今の生活様式に変更が求められている今日だからこそ、是非愛知県に取組んでいただきたい課題であると思っています。

【質問要旨】

1 DXの推進について

- (3) ICT教育の推進は教育の変革の大切な一歩と考えますが、現在のところ一定条件のもとでしか授業として認められないこととなっていると聞きます。積極的にICTを活用した教育環境を充実するために、これまでどのような取り組みを進めてきたのか、また今後どのような体制で取り組みを進めていかれるのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (3) DXの推進のうち、ICT教育についてお答えをいたします。

まず、ICT教育環境の充実に向けたこれまでの取組であります。県立学校については、今年度、補正予算により、児童生徒用タブレット端末の整備や、プロジェクタ、大型ディスプレイの普通教室への配備、ネットワーク回線の増強、民間のオンライン学習支援サービスである「スタディサプリ」の導入などを進めてまいりました。特にタブレット端末につきましては、ICT研究校や商業科高校のほか、通信制高校や定時制高校、山間部の学校等、導入効果が高いと見込まれる高校において、一人一台となるよう重点的に配備する予定であります。

次に、どのような体制でどのようにICT教育環境の充実を図っていくかですが、ICTの世界は常に技術革新が行われておりますので、ICT企業の最新の知見と技術を活用していく必要がございます。具体的には、昨年12月に包括協定を締結した日本マイクロソフト株式会社を始め、様々な技術を持つ企業と連携し、教育基盤の整備を担当する課と教育の指導を担当する課が課題ごとにチームを組み合わせながら、ICT教育環境の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

このような体制の下、県立学校全体のICT教育環境の充実を図って参りますとともに、議員お示しの通信制や不登校の生徒が在籍する学校、山間部などの高校において、今年度中に整備するタブレット端末や遠隔教育に関する国の事業も活用しながら、オンラインと対面の双方をバランスよく取り入れた教育を進め、県内のどの地域においても児童生徒が質の高い教育を受けられるよう、取り組んでまいります。

【質問要旨】

2 愛知県再犯防止推進計画について

- (3) 少年院等を出院・退所した少年たちの立ち直り支援のうち、学校における支援について、県としてどのように取り組んでいかれるのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (3) 少年院や少年鑑別所を出院・退所した少年たちに対する、学校における立ち直り支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、このような児童生徒への立ち直り支援として、居場所を確保することや、進路などで自分の将来に対する希望を持てるようにすることが大切であると考えております。

小中学校では、このような児童生徒を復学させる際、入所前に抱えていた学校生活や人間関係等に関する課題の解決を図るために、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関等との連携を強化し、必要な受け入れ体制を整えております。そして、復学後に再び非行を起こさないような生徒指導に努めております。

また、こうした児童生徒が将来の希望を持てるようにするために、進路相談はとても重要であります。復学した中学校では、入院中の学習状況等を把握して、学習評価や出席日数などに配慮した上で、進路相談を行っているところであります。また、高等学校においては、丁寧に相談に応じるなどいたしまして、学び直しを希望する生徒に対しましては、関係機関と連携しながら、定時制や通信制高等学校等の入学相談に応じるなどの支援も行っております。

今後も、少年院等を出院・退所した児童生徒に対しましては、一人一人に寄り添った支援をしていくことで、社会において孤立することなく、社会の一員として活躍できるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 ヤングケアラーへの支援について

- (1) 現時点、教育現場でヤングケアラーに対する理解を促すような研修内容はあるのでしょうか。もしまだない場合、今後、どのように進めていくお考えでしょうか。
- (2) ヤングケアラーなど、家庭状況を考慮されるべき、学業に影響が出てきている、或いは出てくると予想される児童生徒への支援を、早期発見段階含め、どのように行っているのでしょうか。
- (3) 各自治体との連携ということでは、ヤングケアラーへの支援について県には強いリーダーシップを示してもらい、教育界一丸となって取り組むべき課題と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

また、学業と家庭生活を両立しなければいけない児童生徒に対しては、福祉分野でも取り組むべきことが多いのは明らかであり、その点、福祉分野との連携をどのようにお考えでしょうか。ご所見を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) はじめに、教育現場におけるヤングケアラーに関する研修についてお答えします。

学校では、ヤングケアラーの概念が広く知られる以前から、遅刻や欠席が多かったり宿題が提出できなかつたりするなど、学校生活に課題のある児童生徒に教育相談を行う中で、家庭環境に起因するケースがあることを把握しており、その都度対応してまいりました。

ヤングケアラーは、比較的新しい概念であるため、現在、県教育委員会ではヤングケアラーに特化した研修は実施をしておりますが、支援を必要とする児童生徒を早期に発見できるよう、福祉分野の専門的知識や経験をもつスクールソーシャルワーカーと連携・協力した研修等、さまざまな機会を通じて、教職員の理解を深めているところであります。

- (2) 次に、ヤングケアラーなど、さまざまな家庭状況を考慮しなければならない児童生徒への支援についての取組についてお答えします。

ヤングケアラーをはじめとした、家庭環境などに配慮が必要な児童生徒を支援するためには、こうした児童生徒を早期に発見し、専門機関等と連携しながら対応することが重要であると考えております。

現在、各学校では、教職員による日常的な観察や、生徒面談、生活アンケートなどにより、支援が必要な生徒の早期発見に努めているところであります。

また、支援が必要な生徒に対して適切な支援ができるよう、県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを県立学校に配置するとともに、市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーの配置を支援する事業を実施しております。実際に県立高等学校における支援の中には、祖父母の介護・家事のため欠席が多くなっている生徒に対して、スクールソーシャルワーカーが行政サービスにつなげ、状況の改善に努めたケースもございました。こうした外部専門家を活用することにより、支援を必要とする生徒に対して、専門機関と教職員が連携して対応できる体制を構築しております。

(3) 次に、今後の取組についてお答えします。

厚生労働省が現在まとめているヤングケアラーに関する全国調査の結果を踏まえながら、ヤングケアラーを含め、家庭環境等に課題を抱える児童生徒を適切に支援できるよう、教育相談体制の一層の充実を図ることが必要であると考えております。

県教育委員会では、来年度、市町村教育委員会が配置するスクールソーシャルワーカーについて、現在の28市町から中核市を除く全49市町村へ支援できる体制を整えるとともに、これまで9名であった県立学校のスクールソーシャルワーカーを11名に拡大し、外部専門家を活用した支援体制の充実を図ってまいります。

また、ヤングケアラーの支援に関する情報を福祉部局と共有しながら対応を検討するとともに、学校が児童生徒に対して行う生活アンケートの中にヤングケアラーに関する項目を入れるなどいたしまして、児童生徒自身がヤングケアラーであることを自覚したり、周囲の友人が気づいた場合に大人に伝えたりできるよう、各学校や市町村教育委員会と連携した取組について検討してまいりたいと考えております。

【要望】

ヤングケアラーへの支援に関し、要望させていただきます。

ヤングケアラーについては、社会認知がまだ十分されていないというのが現状だと思います。福祉分野、教育現場、児童生徒たちへの理解度向上にリーフレット作成やホー

ムページなどを用いた啓蒙も有効かと思えます。相談しやすい体制の整備ももちろんですが、きちんとした情報提供もぜひご検討いただければと思います。

また、重要な役割を果たすのはスクールソーシャルワーカーです。そのスクールソーシャルワーカーが子供と家族を教育、福祉、心理、医療などの社会資源につなぐ役割を果たします。また、異なった立場の人々が連携することで、解決の可能性が高まります。

教員の要支援生徒への対応力向上を目的にスクールソーシャルワーカーが教員に対し、ソーシャルワークに関する校内研修を行っていると同いました。ヤングケアラーへの支援は同時に要介護者を支援するということにもつながると思えます。双方に十分な支援が届くことを望むとともに、社会的に孤立している人、しそうな人を早期に見つけ出し、支援につなげることが喫緊の課題と考えます。今後も引き続き、教育福祉連携で実態把握と支援策の検討がされることを強く要望させていただきます。

【質問要旨】

3 障害者スポーツの推進について

- (4) 障害者スポーツへの理解促進を図るために、教育現場で何か取り組んでいることがあるか。ある場合、その効果と課題、今後への活かし方を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (4) 次に、教育現場における障害者スポーツの理解促進に向けた取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、2018年度からスポーツ庁の委託事業として、オリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施しており、毎年度、小・中学校12校、高等学校5校、特別支援学校1校、合計18校を、教育推進校に指定して実践を行っております。

推進校では、車いすバスケットボールやボッチャなど、パラリンピック競技の体験会や出場経験のあるアスリートを講師に招いた講演会などの実践が行われました。その成果として、今年度、ボッチャの体験会を実施した高等学校の一つでは、パラリンピックへの興味を問う質問に関して、実施前は46%が「興味がある」と回答していたものが、実施後には81%まで高まっております。その他にも、各校における様々な取組により、共生社会への理解や多様性を尊重する態度の育成が図られてきました。

こうした成果を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピックの後も障害者スポーツの理解促進を図る取組の継続に努めてまいります。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—について

- (1) 「あいちの教育ビジョン2025」は、「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本としており、今年度まで進められた「あいちの教育ビジョン2020」の基本理念を継承しつつも、「知・徳・体」という新しい言葉も登場します。まず、「あいちの教育ビジョン2020」の総括と今回の「あいちの教育ビジョン2025」のポイントとなる事項や、特に充実を図っていく取組について伺う。
- (2) オンライン学習の整備を進め、緊急事態や災害時はもちろん、平常時のオンライン学習利用の可能性をどのように考えているのか。

【教育長答弁要旨】

- (1) あいちの教育ビジョン2020の総括と、新しい、あいちの教育ビジョン2025のポイントとなる事項や、特に充実を図っていく取組についてお答えをいたします。

現行のあいちの教育ビジョン2020に基づき、これまで、少人数学級の実施や、県立高等学校における総合学科等の設置、特別支援学校の新設などの取組を着実に進めてまいりました。

一方で、ICT教育の充実、外国人児童生徒への教育、学校における働き方改革については、喫緊の課題として、さらなる取組が求められております。

新たに策定したあいちの教育ビジョン2025では、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と、「知・徳・体」にわたる生きる力を育むことを基本理念に、「自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育む」取組をはじめ、「大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障する」取組など、7つの取組の方向と、今後5年間で展開する施策30項目を示しております。

「自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育む」取組といたしましては、きめ細かな指導の充実を図るため、来年度当初予算案において、小学校第3

学年へ35人学級を拡充する経費や、情報活用能力を育成するICT教育を充実する経費を計上しております。

また、「世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育む」取組として、日本語教育適応学級担当教員の配置拡大など、外国人児童生徒への教育を充実してまいります。

さらに、「子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進める」取組といたしまして、外部人材の活用などにより、教育の質を確保しながら、学校の働き方改革を推進してまいります。

また、今回新たに加えた、「大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障する」取組につきましては、ICT教育環境の整備や児童生徒の心のケアなど、子供たちの学びを止めない、安心・安全な学びを保障する取組を進めることとしております。

今後は、この、あいちの教育ビジョン2025に基づき、愛知の未来を担う子供たちのために、あいちの教育の向上に全力で取り組んでまいります。

(2) 次に、オンライン学習の可能性についてお答えいたします。

「あいちの教育ビジョン2025」では、ICTを活用することにより、児童生徒の個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現を目指しております。今後、オンライン学習、ICTの活用は、児童生徒一人一人の学習状況の把握、また、障害のある児童生徒や、外国人、不登校の児童生徒等への支援、あるいは山間地域、離島等の学校における遠隔教育など、教育活動の様々な場面で大きな効果が見込まれるものと考えております。

具体的な取組といたしまして、例えば、今年度、タブレット端末を生徒一人一台、重点的に配備する県立高校では、生徒が、端末を家庭でも活用し、教員からタブレットに配信された課題に取り組む、教員は、課題の取組を前提にした授業を行うことにより、授業における学びをより深める効果が見込まれます。

また、来年度の民間のオンライン学習支援サービス、「スタディサプリ」を活用することにより、生徒は、家庭でそれぞれの学習の進捗状況に応じた学習動画の視聴ができ、教員は、各生徒の家庭学習の状況を把握しながら学習指導を行うことが可能となります。

このほか、今年度、県が制作した日本語初期指導の動画を市町村教育委員会にDVD

で配付しておりまして、今後、外国人児童生徒への支援に活用が見込まれます。

さらに、山間地域などにおける遠隔教育につきましては、ICT活用の効果を検証するため、複数の高校が連携して同時双方向型の遠隔授業を実施するなど実証的な取組を進めてまいります。

このように様々な教育効果が見込まれるオンライン学習、ICTを積極的に活用することによりまして、一人ひとりの児童生徒に最適化された主体的・対話的で深い学びの実現を目指してまいります。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分2番 新政あいち おおたけりえ 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第5項 特別支援学校費

特別支援学校管理運営事業費について

(1) 県内の特別支援学校の子どもと小中学校の子供との学校間交流の効果をどう認識してみえるか伺う。

また、居住地校交流は、学校間交流に比べますと参加率が低いように思いますが、課題はどう感じてみえるのか、加えて、今後、どのように取り組まれるお考えか伺う。

(2) 自閉症の子供の自発的なコミュニケーション手段について、県教育委員会として、どのように子供たちをサポートされていくお考えか伺う。

【教育長答弁要旨】

(1) はじめに、特別支援学校の学校間交流でございますが、特別支援学校の小中学部と近隣の小中学校の児童生徒が、一緒に行事を行い、手紙や作品の交換を行うなどの交流活動をしております。

障害のある子供と障害のない子供とが触れ合い、共に活動することは、それぞれの子供にとって、経験を深め、お互いを尊重することを学ぶなど、気持ちの交流が深まるとも重要な機会であると認識をしております。

次に、居住地校交流は、特別支援学校に在籍する児童生徒が自ら交流を希望して、居住する地域の小中学校を個々に訪問し、同学年の児童生徒と活動を共にし、授業や行事などを通して交流を行っております。

交流の実施にあたりましては、地域とのつながりを深める居住地校交流の意義を、県教育委員会から小中学校に対して十分に周知することや、日程調整などの学校間の連携が課題となっております。

特別支援学校と地域の小中学校の児童生徒がお互いを理解し、良好な関係を築くことができるよう、両校で居住地校交流を年間計画に位置付け、児童生徒のねらいと手立てを学校間で共有していくことで、子供同士が自然なかかわりあいとなる交流活動を目指してまいります。

(2) 次に、自閉症の子供の自発的なコミュニケーション手段を活用したサポートについてお答えいたします。

特別支援学校学習指導要領では、自立活動において指導の区分として「コミュニケーション」が定められておりまして、自らの考えや気持ちを言葉で発することが困難な児童生徒に対して、これまでも自閉症児の障害特性に対して有効な支援である、手作りの絵カードや写真など、視覚支援を活用して指導をしてまいりました。

議員お示しのとおり、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」では、絵や写真がコミュニケーション手段の一つとして位置づけられておりまして、i P a dやペクスを始めとするコミュニケーションツールは、有効な場合もあると認識をいたしております。

学校教育において、特定のコミュニケーションツールを活用する場合、指導する上で研修の受講や資格が必要となる場合や、子供の特性に適しているかの判断が難しいといったような課題もございます。

そのため、具体的なコミュニケーションツールやその活用場面などの支援方法につきましては、児童生徒の特性に応じて、保護者と十分に合意形成を図った上で取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分4番 公明党 荻原宏悦 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第6項 生涯学習費

若者・外国人未来応援事業費について

- (1) 来年度の学習支援の来年度の学習支援のオンライン導入と支援地域の拡大についてどのように進めていくのか伺う。
- (2) 年度当初の空白期間を解消するため、この事業をできるだけ早く開始することが重要と考えるが、どのように取り組んでいくのか伺う。
- (3) 切れ目のない支援のためには、この事業と中学校、高等学校の連携が不可欠と考えるが、今後具体的にどのような工夫をしていくかを伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 若者・外国人未来応援事業についてお尋ねをいただきました。まずオンラインによる、学習支援についてであります。

この事業は、ひきこもり状態の方など、どこにも所属していない若者が再び社会とつながるよう、家族以外の大人と直接ふれあう機会を重視しているため、対面による指導を基本としておりますが、今年度は、コロナ感染への恐れから会場に来られない方もおられましたので、春日井地域と豊田地域では、そうした方を対象に、委託団体の独自の取組として、オンラインを活用した学習支援を行ったと聞いております。

県教育委員会といたしましては、今後、感染症拡大防止等の観点から、若者・外国人未来塾に通うことが困難な場合には、オンラインによる学習支援を併用してまいります。そのために来年度、各地域でもオンラインを活用できるよう学習支援員用のタブレット端末を全地域に貸与するなど、環境整備に努めてまいります。

また、できるだけ身近なところで学習支援を受けたいという参加者からの要望に応えるため、来年度は愛西地域を追加して8地域に拡大して実施いたします。将来的には2017年度に作成された「子どもが輝く未来へのロードマップ」で目標に掲げる9地域まで拡大し、社会的・経済的な自立に向けた支援を充実してまいります。

- (2) 次に、できるだけ早い学習支援の開始時期についてであります。

昨年度までは、この事業が国の委託事業であったことから、実施前に審査を受ける必要がありましたため、7月の開始としておりました。今年度は、国庫補助による制度に変更されましたので、年度当初からの開始を目指しておりましたが、コロナ禍の影響もあり、最も早い地域で6月2日からの開始となりました。

来年度は、4月中の事業開始を目標に準備を進め、参加される方に切れ目のない支援をしてまいりたいと考えております。

(3) 最後に、中学校・高等学校との連携についてであります。

中学校については、市町村教育委員会を通して卒業後の進路未定者にこの事業の案内をするよう依頼をしておりますが、今後も広報・周知活動を一層強化してまいります。

高等学校につきましては、今後は全ての中退者に確実にこの事業の案内が届く仕組みを整備してまいります。

また、生徒指導連絡協議会など中学校・高等学校の生徒指導及び教育相談担当教員の会議や、学校で不応生徒に関わる機会が多いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修等で情報交換に努めるなどいたしまして、中学校・高等学校との連携を深めてまいります。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第4項 高等学校費

高等学校の空調設備の公費による運用について

P T A空調の契約は各高校によって様々であり、たとえばメンテナンス代がリース代に含まれている高校と、別に支払っている高校とがありますが、平等に取り扱うために、学校ごとのバランスをどうとっていくのか伺う。

【教育長答弁要旨】

最初に、高等学校の空調設備の公費負担についてお答えいたします。

2021年度にP T A空調の公費による運用を予定している137校のうち、メンテナンス費用をリース代に含めて契約を締結している高校は124校であり、残り13校は、リース代とメンテナンス費用を別契約としております。

P T A空調の公費による運用にあたりましては、関連する経費につきましても公費負担をするという考えのもと、リース代とメンテナンス費用を別契約としている高校につきましても、メンテナンス費用を公費により負担することで、学校間の取扱いに差が生じないようにしてまいります。

【要望】

今後、P T Aによる契約が満了した場合、県によるリース契約となると伺っています。学校によっては設備が古く、温度にばらつきが出るなど問題もあるようです。しっかり点検をした上で、移行がスムーズに進むよう努めてもらうよう要望します。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第5項 特別支援学校費

にしお特別支援学校建設費について

- (1) 本県初の知肢併置となる特別支援学校として、施設整備面で配慮している点は何か伺う。
- (2) 新設校の開校まであと1年となったが、開校に向け、どのように準備を進めていくのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 次に、本県初の知肢併置となる、にしお特別支援学校についてお答えいたします。

まず、施設整備面での配慮につきましては、校舎を回廊型として廊下を取り囲むように教室を配置するとともに、普通教室は障害種別ごとにエリアを分けて配置することで、知的障害と肢体不自由の児童生徒が交差することなく安全な移動が可能となります。

一方、知的障害と肢体不自由の児童生徒がお互いに交流できるよう、校舎中央部分には「ふれあいホール」を整備いたします。

また、肢体不自由の児童生徒が、グラウンドの状態が良くない場合でも屋外で安全に活動ができるよう、芝を張るなどした中庭を整備いたします。

- (2) 次に、にしお特別支援学校の開校準備についてお答えいたします。

新設校の開校にあたりましては、教育課程の編成や学校行事の立案、通学する児童生徒及び保護者との教育相談、スクールバスの運行経路の策定、学校教育に必要な物品の調達など、様々な準備を行う必要がございます。

これまでの新設校は単一障害の学校であったことから、開校前年度に教員1人と事務職員1人を開設準備要員として配置し、これらの準備を行ってまいりましたが、にしお特別支援学校では、知的障害と肢体不自由の障害種ごとに、教育課程の編成等を行う必要がございます。

このため、来年度に配置する開設準備要員につきましては、それぞれの障害種に対応できるよう教員を2人体制とし、事務職員を加えて3人を配置することとしております。

また、異なる障害種が併置されることから、不安を感じておられる保護者の方もあ

かと思いますので、安城特別支援学校及び岡崎特別支援学校におきまして、保護者からの相談や問い合わせに対応をしております。

子供たちが安心して学校生活を送れるようしっかりと準備を進めてまいります。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分8番 自由民主党 藤原宏樹 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第7項 保健体育費

体力づくり推進事業費について

- (1) 極めて低い小中学生の体力を向上させるため、どのような取組をなされるのか伺う。
- (2) 目標設定は、いつまでに、全国でどの程度までの向上を目指すのか伺うとともに、計画的に進めるためには、チェック体制を機能させ、PDCAサイクルの考え方で取り組む必要があると思うが、県の考えを伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 児童生徒の体力向上に向けた取組についてであります。

これまで、県教育委員会では、2010年に「子供の体力向上運動プログラム」を作成し、普及と活用を促してまいりましたが、十分な効果が得られていない状況にありました。

そこで、来年度から「体力づくり推進事業」として、タブレット端末等のICT機器を活用して、児童生徒、個々の体力・運動能力に応じた学習を充実させ、運動が苦手と感じる児童生徒でも、自身の成長を確認しながら、運動の楽しさを味わうことができるような取組を進めてまいります。

具体的には、新たな「体力向上運動プログラム」として、体力づくりの多様な動きを40種目取り上げた動画を作成し、新たに開設する「子供の体力向上ホームページ」に掲載し、ICT機器での視聴を可能にまいります。

また、「子供の体力向上ホームページ」では、運動プログラムの他、家庭や地域でも取り組める情報を掲載し、家庭や地域の協力を得ながら、体力向上の取組を推進してまいります。

- (2) 次に、目標設定とチェック体制についてお答えします。

目標設定については、2026年度までに「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が全国水準に近づくことを目標に、取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画的に進めるためのチェック体制につきましては、今年度設置した「子供の体力向上検討委員会」で、来年度以降、年度ごとの点検・評価を行いながら、当面アジ

ア競技大会が開催される 2026 年度までに、目標が達成されるよう、進行管理をしてまいりたいと考えております。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分10番 新政あいち 高木ひろし 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

県教育委員会における障害者雇用について

- (1) 愛知県教委と雇用関係にある4万人近い教職員のうち、障害のある教職員は実人数で何人いらっしゃるのか。昨年、1昨年からの人数の変化をお示してください。
- (2) 障害者の採用を増やす県教育委員会の取組について伺います。教員と、教員以外の職員それぞれについて、障害者向けの昨年度、今年度の募集・採用の経過と結果についてお示してください。また、新年度予算の中で、どのような取組をしようとしているのか、お示してください。
- (3) 障害者雇用について、愛知労働局から「改善勧告」を受け、様々な指導、支援を受けていると聞くが、教育委員会としてこれをどう受け止めてきたのか、お聞かせください。
- (4) 「愛知県教育委員会 障害者活躍推進計画」の今後の実現に向けて、どのような課題があると認識されているのか、お聞かせください。

【教育長答弁要旨】

- (1) 障害者雇用のお尋ねのうち、まず、障害のある教職員数の変化についてお答えします。
県教育委員会の障害者雇用率の対象となる教職員数は、名古屋市を除く公立小中学校及び県立学校の教職員など約43,000人でありまして、そのうち、障害のある教職員実数は、2019年6月1日現在で277人、2020年6月1日現在では276人と、1人減少しております。
増減の内訳は、採用等による増員が、小中学校で38人、県立学校で24人の計62人であり、退職等による減員が、小中学校で35人、県立学校及び教育委員会事務局で28人の計63人でございます。
- (2) 次に、障害者の採用を増やす県教育委員会の取組についてお答えいたします。
教員につきましては、2019年度実施の教員採用選考試験から、30人の障害者選考枠を設けるとともに、2019年度の任用から常勤講師15人の公募を開始したところでございます。

しかし、教員免許の所持が必要となっておりますことから、志願者数が少なく 2020 年度の採用者は 7 人、2021 年度の採用予定者は 5 人となり、2 年続けて選考枠を大幅に下回る結果となりました。

また、常勤講師につきましても、2019 年度の任用者は 3 人、2020 年度及び 2021 年度につきましても、いずれも任用者がいない結果となっております。

教員以外について申し上げますと、まず、小中学校の事務職員につきましても、2019 年度から障害者を対象とした募集人数を若干人から 5 人程度に拡大いたしまして、2020 年度採用は 2 人、2021 年度の採用予定者は 6 人となっております。

次に、教育委員会事務局の行政職員や県立学校の事務職員の採用につきましても、障害者を対象とした県職員採用選考の合格者から教育委員会へ配属をされることとなっております。2020 年度は県立学校に 2 人が配属され、2021 年度にも配属される見込みでございます。

また、障害のある実習助手を 2020 年度に 1 人採用し、2021 年度も 1 人を採用する予定であります。

さらに、2020 年度から、県立学校において、図書の整理や清掃業務等を補助する校務補助員として 16 人を採用しております。

来年度は、これまで実施してまいりました教員採用選考試験の障害者選考枠、障害者を対象とした小中学校職員採用選考、実習助手等の障害者採用選考等による募集を引き続き実施いたしますとともに、校務補助員の配置枠を 60 人増員し、愛知労働局やハローワークと連携を図りながら採用を進めてまいります。

(3) 次に、愛知労働局からの指導、支援についてお答えいたします。

2018 年 11 月、県教育委員会は 2019 年 1 月から 2020 年 12 月までの 2 年間に法定雇用率を達成する「障害者採用計画」を作成し、厚生労働大臣に提出いたしました。

2020 年 3 月には、計画 1 年目の 2019 年の計画実施状況を踏まえ、厚生労働大臣から計画を適正に実施し法定雇用率を達成するよう勧告があったところでございます。

また、2020 年 11 月には、愛知労働局長と教員の採用の難しさや校務補助員等の教員以外の採用などについて意見交換するとともに、民間企業の事例などを御紹介いただくなど、助言をいただきました。

県教育委員会といたしましては、愛知労働局からの指導・支援を真摯に受け止め、新たな職種として校務補助員の採用を開始するなど、当面拡大が困難な教員以外の雇用を

着実に拡大することにより、障害者雇用の促進を図っているところでございます。

- (4) 最後に、愛知県教育委員会障害者活躍推進計画の今後の実現に向けた課題についてお答えいたします。

この計画は、改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、2020年3月に策定したものでございまして、計画期間を2024年度までの5年間とし、障害者法定雇用率の達成と、障害のある職員の定着を目標としております。

しかしながら、教員免許を取得する障害のある方は極めて少数でありますことから、多数の障害者を短期間に採用することは困難な状況にあることが大きな課題であり、障害のある多くの学生の方が教員免許を取得しやすくなる支援策を講じるよう大学などに働きかけてまいりたいと考えております。

また、計画の実現に少しでも近づけるためには、障害の有無にかかわらず、教職員にとって学校を働きやすい魅力的な職場とすることが課題であると考えております。

具体的には、障害のある教職員から必要な配慮等を相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスを含めた個人の体調への配慮など、できる限りの合理的配慮を行う必要がございます。そして、障害のある方も含めた教職員が働きやすい職場環境づくりに向けて「学校における働き方改革」を進めることで、障害のある方にも学校で働きたいと思っただけだと考えております。また、施設のバリアフリー化についても、着実に推進していく必要がございます。

こうした課題を踏まえ、計画につきましても、今年度の実施状況の点検を行い、必要に応じて見直しを実施してまいりたいと考えております。

【要望】

要望を申し上げたいと思います。

お話にありましたとおり、今年度の校務補助員を県立高校15校に対して15人の障害者を雇っていただき、その方々が今も仕事をいただいているとお聞きしました。それが、来年度は60人増えて75人となることは率直に評価したいと思っております。しかし、障害者雇用というのは愛知労働局の方もおっしゃっていましたが、雇用の継続ということが非常に大事なのであります。初めて障害者が誰もいない職場に最初に入る、様々な障害を抱えた方が入ってくることに對して、配慮される合理的配慮がどのようにされているのか、周りの理解がどうあるのか、様々な課題でもって途中でやめてしまうということが往々にしてあるわけでありまして、今年度採用して15の学校に身体障害、知的障害、精神障害それぞれ

れの程度は様々でございますけれども、勤務していらっしゃる方々がどのような状況で勤務を続けていらっしゃるのかを十分に教訓化した上で、新たに雇用される60の方が定着することができれば、これは県立学校150校のうち約半数に最低一人は障害のある方が働いているという現状になるわけでありまして、このことが障害があっても働きやすい、あるいは利用しやすい県立学校になるきっかけになるのではないかと私は期待するところであります。

さらに、今後の計画の実行に関することについても何点か要望を申し上げたいと思います。

私が思いますのは、やはり、おっしゃるように、教員免許という大学へ行かないと取得できない資格が教員採用の前提条件でありますので、この絶対数が少ないということは県教委の努力だけでは解決しがたい課題であることは理解できます。これは国において教員免許制度の問題や学校施設全体のバリアフリー化についても、国に対する課題としてもあるのだらうと思います。しかし、県教委はこの問題を、前回9月の質問の時も要望申し上げたのですが、県教委の内部におけるプロジェクトチームでこの推進を図っておられるわけですが、私はこれは教育委員会の中だけに抱え込むような課題ではないと思います。まずは愛知労働局がございまして、それから愛知県の中にも福祉局の障害福祉課があります。それから労働局には就業促進課があります。それから建築局には公共建築物などのバリアフリー化を義務付けた「人にやさしいまちづくり条例」の所管課がございまして、こうした県が全体として抱える部署が内部にもあるわけなので、こうした連携によって、さらにプロジェクトチームに外部の視点を、障害当事者の方々の意見を取り入れるような工夫は前回も要望申し上げましたけれども是非今後やっていただきたいと思うのであります。

この雇用率を私も何回か取り上げてまいりましたけれども、数字の問題でありますから、数字も大変大事ではありますが、これを通じて学校という職場が本当にいろいろな障害がある人にとっても働きやすい職場になっているかどうか。あるいは、障害のある生徒さんが通う上においても重要な課題であると思います。現在は特に公立高校の受験の真っ最中でありまして、前期考査が先日終わったところでありますが、私のよく知っている医療的ケアを必要とする生徒さん、そして重度の障害を抱えながら普通高校に通いたいという方がチャレンジをしていらっしゃいます。そういう方々もこの議会における障害者雇用に対する、あるいは障害者そのものに対する教育委員会の姿勢について重大な関心を持っていただいているということ意識しながら、この雇用率問題に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分11番 自由民主党 高桑敏直 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費

スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金について

スクールソーシャルワーカーについて、今後、どのように、各市町村教育委員会を支援していくのか。人材確保の面も含めて見解を伺う。

【教育長答弁要旨】

スクールソーシャルワーカーに関する市町村教育委員会への支援についてお答えいたします。

2016年度から開始したスクールソーシャルワーカーの補助事業でございますが、その認知度が高まるとともに、設置する市町村も増えてまいりました。スクールソーシャルワーカーを設置した市町村におきましては、学校だけでは対応が困難な案件におきましても、問題が解決したり、状況が好転したりしたケースが多く見られるなど、事業の有効性が明らかになっております。

こうした現状を踏まえ、県教育委員会といたしましては、未設置の市町村に対しまして、スクールソーシャルワーカーによる支援の有効性を伝えるとともに、全ての市町村において、スクールソーシャルワーカーを核とした支援体制の構築が図られるよう、支援をしてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーの担い手は、福祉に関する専門的な資格や、福祉や教育分野における専門的な知識・技能を有する方で、問題を抱える児童生徒が、生き生きとした学校生活を送れるよう、家庭などの環境に働きかけることができる方がふさわしいとされております。このような人材が確保されるよう、引き続き愛知県社会福祉士会等との連携を図りながら、市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

今後も、スクールソーシャルワーカーによる支援を拡充、充実させていくことで、児童生徒が将来に希望を持って、学校生活と家庭生活を送ることができるよう、努めてまいります。

【要望】

子供の貧困の問題でG 7の中で、アメリカが最下位で6人に1人おります。日本はその次、ワースト2位で7人に1人となっています。恥ずべき状態であります。文部科学省の目標は1中学校区に1人のソーシャルワーカーを配属することにありますので、中学校の例で申し上げますと、予算に関する説明書には、生徒見込み数は147,800人とあります。7人に1人ということですから、147,800割る7人でいきますと、21,114人。愛知県内で中学生だけで、21,000人を超す生徒が貧困問題を抱えているということでもあります。学校数では県内約300校。つまり学校単位では、1中学校で70人もの生徒が貧困家庭にあるということです。由々しき問題であり、決して看過できないことであるにも関わらず、遅々として進んでいない、と、あえて強く申し上げたいと思います。市町村がソーシャルワーカー1人雇用するのに県は3分の1補填、上限年80万円ですから市町村の意向が中心であり、県はバックアップする立場であることから、リードしにくいのは理解しておりますけれども、スクールソーシャルワーカーの増員に向け、さらなる尽力をお願い申し上げ、終わります。

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分12番 自由民主党 堀寄純一 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第6項 生涯学習費

若者・外国人未来応援事業費について

- (1) 各地域の実施状況を伺うとともに、参加者が少ない地域があることについて、県はどのように認識をしているか伺う。
- (2) 参加者にとって利用しやすいよう配慮が必要だと思うが、来年度、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。
- (3) 事業について関係機関と連携して広く周知することが必要であると考えているが、来年度どのように取り組んでいくのかを伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 若者・外国人未来応援事業についてお尋ねをいただきました。

まず実施状況についてであります。2017年度、名古屋・豊橋・豊田の3地域で開始し、昨年度は半田・春日井、今年度は一宮・蒲郡を加え、現在7地域で実施をしております。

参加者数については、今年度1月末現在115名で、年々増加をしております。地域別では、名古屋・豊橋・豊田の3地域で合わせて86名であるのに対し、昨年度及び今年度に開始した地域は、半田5名、春日井9名、一宮4名、蒲郡11名と、当初開始した3地域に比べると少ないのが現状であります。しかしこれまでも、例えば豊田地域は、2017年度が9名だった参加者が今年度は34名に増加しており、半田始め4地域におきましても事業の周知や内容の工夫によって参加者は増えていくものと考えております。

- (2) 次に、実施日時についてであります。若者・外国人未来応援事業の運営は、地域で若者の自立を支援するNPO団体などに委託しておりまして、原則週2日以上の実施を委託条件としておりますが、支援員の確保状況や施設の利用条件等により、実施方法はそれぞれの委託団体が設定をしております。来年度の実施日時等については、今後、委託団体と調整していくこととなりますが、より利用しやすい環境や条件となるよう努めてまいります。

(3) 最後に、関係機関との連携・周知についてであります。

現在、県教育委員会の Web ページ、市町村教育委員会や高等学校を通じて、進路未定者や中退者へこの事業の案内をしておりますが、それに加えまして、今後は県教育委員会の Twitter を積極的に活用し、より広くこの事業への参加を呼びかけてまいります。

また、「若者・外国人未来塾」を開設している地域では、関係機関相互の連携を深めるために、地域毎に地域若者サポートステーション、市町村教育委員会、社会福祉協議会、NPO 団体等の支援関係機関で構成する「地域協議会」というものを設置しておりますので、必要な方に確実に支援が届くよう、今後、この協議会を通じて一層の広報・周知に努めてまいります

令和3年2月定例県議会 議案質疑（3月11日） 教育長答弁要旨
第5区分13番 無所属 神谷まさひろ 議員

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第1項 教育総務費
第4項 高等学校費
第5項 特別支援学校費

I C Tを活用した学習活動の充実について

- (1) 高校においても小中学校のように「一人一台」にまで拡充すべきであると思いますが如何お考えか。
- (2) こうしたタブレットを有効活用するための周辺機器やソフトの整備はどのようになっているか、伺う。
- (3) アウトカムを指標とすることについて、どのような見解をもってみえるのか、もし重要と考えているのであれば、その指標をどのように設定し、それを確認する方法はどのようにするのか、当局の見解を伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 最初に、県立高校の生徒一人一台端末の拡張についてお答えいたします。

今年度、予算措置をしました県立高校の生徒用タブレット端末4万台につきましては、I C T研究校やデジタル化への対応が急務となっている商業科高校、さらに通信制、定時制、山間部など、必要性の高い高校に重点的に配備することとしておりまして、これにより、151校のうち37校につきましては生徒一人一台端末が整備されることとなります。

また、この4万台に加えまして、国の今年度の第3次補正予算で創設した補助制度を活用し、今年度の2月補正予算で8,000台を措置しておりまして、来年度、配備を進めていく予定であります。

今後につきましては、国の動向も踏まえながら検討してまいります。一人一台となっていない高校につきましては、生徒が所有するスマートフォンやタブレット端末を活用する、いわゆるBYODをベースとして、機種の違いなどによる運用上の課題についても検討しながら、授業等におけるI C Tの活用を進めてまいります。

- (2) 次に、周辺機器とソフトウェアの整備についてお答えいたします。

まず、県立学校の周辺機器であります。タブレット端末の画面をクラス全体で共有できる大型提示装置は、児童生徒の活発な意見交換を促す上で有効な機器であり、これにつきましては、既存の整備分と合わせて、普通教室に各1台となるよう、高校にはプロジェクタを、特別支援学校には大型液晶ディスプレイを、今年度、整備いたしました。また、タブレット端末は、インターネット上のクラウドサービスを活用することが必須でありますので、各学校のインターネット回線も増強いたしました。その他、Web会議用のカメラやマイク、スピーカーを各校に1台整備しております。

また、ソフトウェアにつきましては、来年度も、民間のオンライン学習支援サービスである「スタディサプリ」を継続利用できるよう、当初予算案に経費を計上しているところでございます。その他、肢体不自由の特別支援学校や盲学校、聾学校に、児童生徒の障害に対応した点字ディスプレイなどの、入出力支援装置、これにつきましては、今年度9月補正及び2月補正予算により導入してまいります。

小中学校の周辺機器、ソフトウェアの整備であります。国庫補助の対象となるマイク、カメラについては、18市町村が、また、障害のある児童生徒に対応した入出力支援装置につきましては、4市が補助制度を活用しております。これ以外の周辺機器やソフトウェアについても、それぞれの市町村において選定の上、整備が進められております。

(3) 次にICTを活用した学習活動の成果の指標についてであります。

ICTを活用した教育活動は、新しい時代に必要とされる資質・能力を育成するために重要であると認識をしております。

ICTを活用した教育活動によって実現される、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を通して、学習指導要領が目指す「知識・技能」「思考力、判断力、表現力等」及び「学習意欲『学びに向かう力』等」を育成していく上で大きな効果があると考えております。

こうした観点から、ICTを活用することでこれまでの教育活動がどのように改善され、どのような効果があったか、学校における取組を詳細に検証し、今後、成果の指標、アウトカム指標をどうするか、その在り方を検討していきたいと考えております。

【質問要旨】

第9款 教育・スポーツ費 第5項 特別支援学校費

岡崎特別支援学校移転整備費について

- (1) 岡崎特別支援学校の移転先は岡崎市美合町にある、農業大学校敷地内で、また、みあい特別支援学校に隣接する場所にあります。

みあい特別支援学校の父兄の方にお会いをし、いろいろとお話をお聞きしました。そこで、みあい特別支援学校及び農業大学校の2校の児童生徒等に対し、建設工事の際には、工事車両の出入り、また、振動・騒音・粉じん等の安全対策をどのように考えておられるのか伺う。

- (2) 隣接となる、みあい特別支援学校は、平成21年4月に開校後、児童生徒の増加により、その後2棟12教室を増築したが、岡崎特別支援学校は、移転後の児童生徒数を踏まえて、教室不足となることはないか伺う。

- (3) 第二青い鳥学園は、平成28年4月、重症心身障害児の入所機能を付加し、愛知県三河青い鳥医療療育センターとして岡崎中央総合公園内に新築移転した。しかし、元第二青い鳥学園の建物はそのまま残っている。岡崎特別支援学校が農業大学校敷地内に移転となるとここは、全くの無人の敷地となる。そこで現在の岡崎特別支援学校の管理状況、及び移転後の施設管理をどのように考えているか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 岡崎特別支援学校移転整備費に関するお尋ねのうち、まず初めに工事の際の安全対策でございますが、工事車両の出入りの際には、交通誘導員等を配置して児童生徒、学校関係者の安全確保を図ってまいります。

また、杭打ちなどの際の振動や騒音への対策として、低振動低騒音型の建設機械を使用するとともに、掘削などにより生じる粉じんへの対策として、水を撒くなどをする予定としております。

それぞれの学校から工事に関する要望もお聞きしながら、両校が安全に安心して運営ができるよう配慮してまいりたいと考えております。

(2) 次に、岡崎特別支援学校の移転後における教室不足についてであります。

現在、岡崎特別支援学校へ通っている児童生徒のうち、西尾市、安城市から通学する児童生徒は、長時間通学の解消を図るため、2022年度から、にしお特別支援学校へ通学することになります。

また、岡崎特別支援学校をはじめ肢体不自由特別支援学校の児童生徒数は、知的障害特別支援学校とは異なり、県全体では減少傾向にありまして、今後も大きな増加はないと考えております。

こうしたことから、現在の児童生徒数123人に対し、移転する2024年度は93人と見込んでおりまして、この人数を基に校舎の建設計画を進めておりますので、教室不足は生じないと考えております。

(3) 最後に岡崎特別支援学校の施設管理についてであります。

現在の岡崎特別支援学校は、火災・盗難を防止するため、警報装置による警備と巡回警備を併用し管理を行っております。

2024年4月に岡崎特別支援学校は農業大学校の敷地内へ移転をいたしますが、現在の学校施設は、移転後できるだけ早い時期に取り壊し工事を行ってまいりたいと考えております。移転後、取り壊し工事までの間につきましては、県立学校の再編整備により使用しなくなった他の施設と同様に警報装置による警備や職員による随時の点検等により、引き続き県有財産として適切な管理を行ってまいります。

【要望】

それでは、1点要望いたします。

移転後の管理については、近くにアウトレットモール進出の計画があり、着々と進行しております。岡崎特別支援学校が移転した際には、早期に解体を行い、また、解体されるまでの間は、事故や事件が発生しないよう、また巻き込まれないよう敷地に入入りできなくする防護柵や監視カメラの設置など万全のセキュリティ体制を実施するよう要望し、質問を終わります。